

坂東太郎 Part II Q&A集

Issue 4 July 15 2018

ML Wave Club

Q1) 使用するバンド、モードに制限はないのか？

Ans. アワードのルールとしては制限はありません。

当然のことですが、アワードのために運用する局は、それぞれの局に許可された範囲内で運用してください。

Q2) デジタル通信でも交信証は必要か？

Ans. アワードの基本ルールとして交信証が必要であることとしていますので、デジタル通信の場合でも必要です。 規約 2.6項②参照

Q3) 交信証は e - Q S L でも良いか？

Ans. 交信証は従来の紙のものでも電子QSL(e-QSL)でも有効です。

電子QSLの場合、交信証の提出依頼があった場合は、交信証をPDFファイルに変換するか、紙に印刷して提出していただきます。 規約 2.6項参照

Q4) アワードの対象地を表す「太郎- x x x」のCW用のコードは無いのか？

Ans. CWで運用する際は「太郎」を「T」一文字に読み替え「T- x x x」として使用してください。

申請書等の変更は行いませんので、ご了承ください。 規約 2.5項①参照

Q5) 移動局は一日に一か所からしか運用できないのか？

Ans. 移動局は一日に複数の対象地で運用しても構いません。

アワードを申請する局は同一日に一つの局と複数の異なる対象地で交信をしても申請に使えるのは交信した内の一か所だけとなります。 規約 2.2項 b、c 参照

Q6) 交信証に「太郎ー x x x」が記入されていないものは申請に使用できないのか？

Ans. 「太郎ー x x x」を交信に使うこと、交信証に記載することは必須ではありませんので、交信証に「太郎ー x x x」が記載されてなくても使えます。

交信相手がどこから運用していたかについては交信証に記載された運用場所で判断しますので運用した市区町村名が記載されていれば有効です。 規約 2.5項①参照

Q7) 交信証がある期間(例：4カ月)を過ぎても届かない場合に交信証が届いたものと見なせるか？

Ans. ある期間を経過しても交信証が届かない時のみなし処置は交信証受領を前提としているアワードですので見なし受領は認めません。

ただし、当クラブのJQ1YZDの交信証は届かなくても申請ができますが、これは申請局の交信相手として交信記録がこちらで確認できるためです。 規約 2.1項、2.3項 d 参照

Q 8) 8 J、8 Nで始まる記念局も交信相手局として使える？

Ans. 規約では8 J、8 Nで始まる記念局を交信対象から除外しておりません。記念局は一般局と同じように交信相手局として使えますので、記念局が設置場所または常置場所から運用した場合は、固定局として扱います。 規約 2.2項 参照

Q 9) JQ1YZDとの交信は、何カ所まで使える？

Ans. JQ1YZDとの交信は、最大40カ所まで代用でき、全て固定局として扱いますので、交信できない対象地や、固定局との交信が40カ所に届かない場合に代用できます。

同一の日にJQ1YZDと複数の交信を行った場合、JQ1YZDの運用場所が異なっている交信は全て代用に使えますが、運用場所が同一の場合は周波数あるいはモードが異なっている場合でも複数の代用に使用することはできませんのでご注意ください。 規約 2.3項 参照

Q 10) 届いたQ S Lカードに移動局の運用市区町村名が記入されていないが、対象地を表す「太郎-x x x」が記入されているものは、申請に使えるか？

Ans. Q 6の回答にあるように「太郎-x x x」を交信証に記載することは必須ではありませんので、移動局の運用場所を表すものとは認められません。よって申請には使えませんので、お手数でも交信相手局に運用場所の記入をご依頼ください。 規約 2.5項 参照